

## 税の控除について

この基金の寄附は、次のような税法上の優遇措置を受けることができます。

### (1) 個人の場合

確定申告により、所得税法（第78条第2項第1号）上の寄附金控除を受けることができます。

### (2) 法人の場合

確定申告により、寄附された金額を法人税法（第37条第3項第1号）の規定により損金算入することができます。

※確定申告には、名古屋港管理組合の発行した寄附金の領収書が必要となりますので、大切に保管してください。

## 寄附の申込方法

専用の寄附申込書に金額等必要事項を記入のうえ、指定の納付場所でお申込みください。

## お問い合わせ先

名古屋港管理組合  
港営部港営課関連事業担当

〒455-0033 名古屋市港区港町1番11号

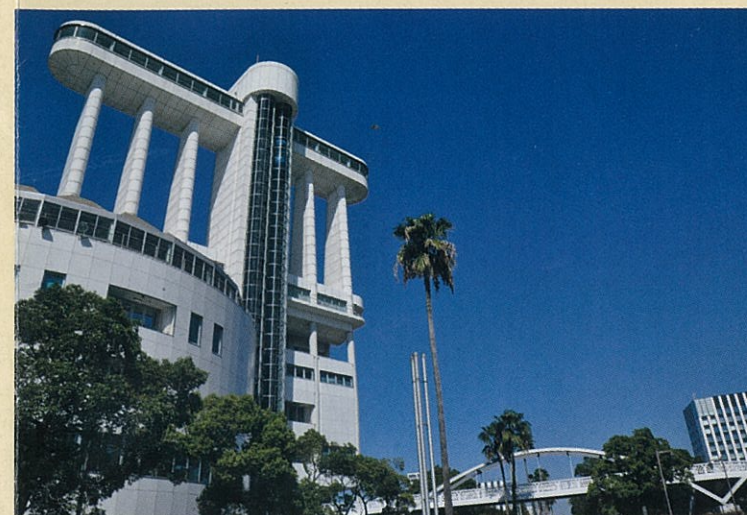
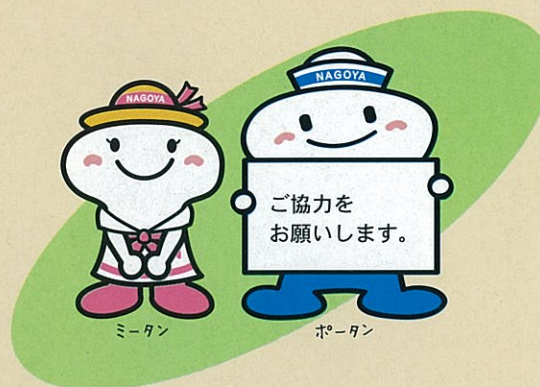
TEL 052-654-7979

FAX 052-654-6107

<http://www.port-of-nagoya.jp/>

このリーフレットは、再生紙を使用しています。

# 名古屋港 海事文化振興基金 のご案内



▲名古屋港ポートビル(ガーデンふ頭)

積み立てられた基金は、  
海事文化振興事業に役立てられます。



名古屋港管理組合